平成３０年度総会資料

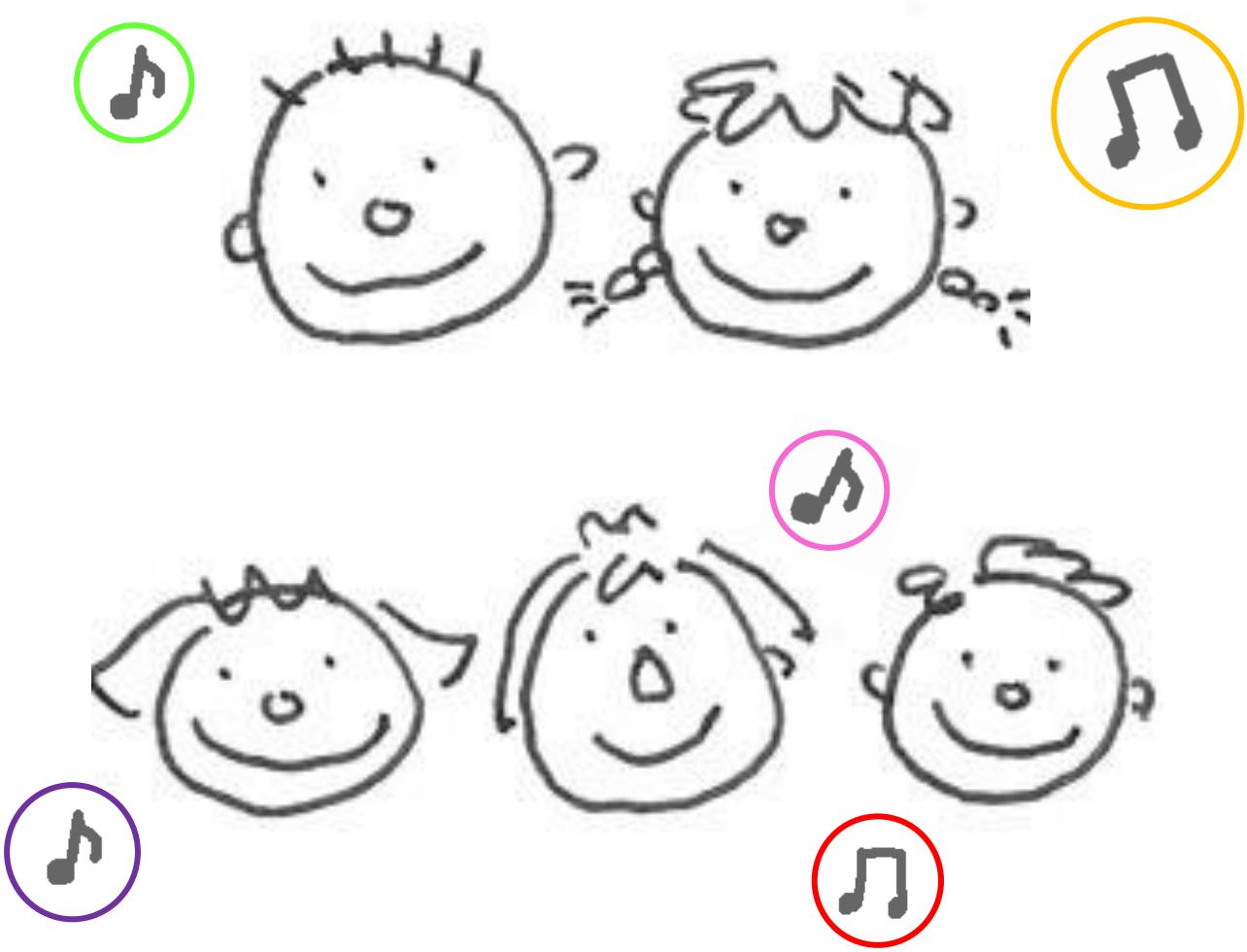

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

目　　次

		ページ
Ⅰ	２０１７年度（平成２９年度）の基本方針に沿って	1
Ⅱ	経過報告・運営	3
Ⅲ	２０１７年度（平成２９年度）事業実施報告	4
	事業実施報告	
Ⅳ	２０１７年度（平成２９年度）決算報告	
	活動計算書	14
	貸借対照表	15
	財産目録	16
	監査報告書	17
Ⅴ		
	２０１８年度（平成３０年度）基本方針・事業計画	18
	２０１８年度（平成３０年度）基本方針	
	２０１８年度（平成３０年度）事業計画	
	２０１８年度（平成３０年度）活動予算書	22
	２０１８年度（平成３０年度）役員	23
Ⅵ		
	定款改定	24
＜再録資料＞		
	設立趣旨書	i
	定　　款	ii

２０１７年度（平成２９年度）基本方針に沿って

子どもの権利条約第３条にある「子どもの最善の利益」及び３１条「子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

１）「子どもの文化」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。

２）宮崎県内の子どもに関する諸団体とのネットワークを拡げ、市民団体・企業・行政と協働し子どもの成長を見守ります。

３）指定管理事業、委託事業、助成事業、自主事業など行政や企業、財団などの支援を受けながらNPO法人みやざき子ども文化センター、宮崎市きよたけ児童文化センター、宮崎市田野児童センター及び田野地域子育て支援センター、宮崎市江平児童クラブ、宮崎市江平第二児童クラブ、宮崎市田野児童クラブ、みやざきアートセンターでの事業を地域住民と共に協働し、より地域に合った活動の場を作ります。

［総括］

NPO法人みやざき子ども文化センターとして１７年、これまで「子どもの最善の利益」の理念に沿いながら子どもたちの成長を見守ってきました。事業を推進するにあたり理事をはじめ子育てサポーターや、夢創り人の登録者、スクールコンサートの出演者、ふるさと文化学習支援事業の講師の先生、キッズ・アート・アカデミーのダンス、ゴスペル、演劇、太鼓、ものつくりなどの指導者など支援してくださる方々との長いお付き合いは、みやざき子ども文化センターの大きな財産となっています。また、寄付などいつも気に留めてくださる方々にも重ねてお礼を申し上げます。

この１７年の間に出会った子どもたちの中には、結婚し子どもが生まれたと報告に来てくれる子や、「昔、子どもを連れて橘通２丁目のみやざき子ども文化センターによく来ていました。今度、大学生になりました。」など保護者から成長している子どもたちの声をよく聞くようになりました。様々な体験や出会いが子どもたちの力になり、宝として良い思い出になっており、続けてきて本当に良かったと思います。

ところで近年、少子高齢化が地域社会に大きな変化をもたらし始めています。子どもたちの居場所としての共同体はなくなり、孤立した様子が伺われます。子どもの心と体の発達、メディアによる影響、いじめや自殺、不登校、性的マイノリティー、経済格差による教育の不均等、子どもの貧困など、子どもが育つ環境について地域がもう一度、考え始める必要があると思います。

一昨年「宮崎県貧困対策推進計画」が策定され、教育や福祉などの関係機関やNPO等の民間団体が連携する必要が生まれています。支援を必要としている子どもの実情に合わせ、必要とされる支援を検討し支援が提供できる団体等へつなげる調整役をみやざき子ども文化センターが担うことが期待されています。平成２９年１月に行われた「広がれ、子ども食堂の輪！全国ツアー」のシンポジウムをきっかけに「みやざき子ども未来ネットワーク」が設立されました。子ども食堂関係者や学習支援、就学支援を実施している団体や行政、企業、大学、NPO 等が会員になり県内の情報の収集や発信、後方支援、寄付の受け皿に

なっています。子どもを取り巻く環境について多様な関係者が議論することにより、新たな支援の形ができていくのではないかと期待しています。

また、里親普及促進センターみやざきとして、社会的養護の必要な児童が、家庭での養育環境において継続的に養育されるよう里親等への委託を推進する役割を担っています。３年目を迎え行政、児童相談所、児童養護施設等との連携が進む中、里親研修実施や宮崎県里親連合会等の活動を通して里親の方々との信頼関係も構築でき、スムーズな運営が図れています。今後、里親支援の在り方等を含め里親制度を取り巻くさまざまな課題を減らし、社会全体で子どもを育てる環境づくりにつなげたいと考えています。

そのような中、宮崎県からの委託事業として県内の１０市町村を対象とし実施してきた「宮崎県子育てサポート事業」が平成２９年度で終了しました。予定より２年早く補助金が打ち切られたことでの混乱はありましたが、西都市、高原町、新富町、川南町、高千穂町が独自のファミリー・サポート・センターとしての機能を作るところのお手伝いができました。市町村と深く関わることができ、みやざき子ども文化センターとしても力になりました。

このような委託事業や補助事業などが行政の下請けにならないように、みやざき子ども文化センターの職員の質の向上を図り、独自の提案ができるよう研修などを行いたいと思います。職員が働きやすい職場環境を作ることや、イベント、講座等に参加される方が安全に楽しめるよう配慮すべく、弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家と顧問契約を結び、さまざまな事案に対処できるように整備をいたしました。

２０２０年にはオリンピックと国民文化祭（宮崎）が開催されます。この年に、みやざき子ども文化センターは２０周年を迎えます。これまでキッズ・アート・アカデミーとして様々な芸術文化体験事業を行ってきました。子どもたちは芸術文化に秀でた講師との出会いにより、魅力的な人間性に触れると共に夢が広がる時間を過ごしてきたと思います。人にとって「アート」は食や睡眠などと同じように、人が成長（形成）するのに最も必要なものと言われています。これからもたくさんの芸術文化、人との出会いの機会を作っていくこと、そして継続していくことを大事にし少しでも様々な文化に関心を持つ子どもたちを育てていきたいと思います。

最後に、これからも県内の子育て支援団体と情報交換や交流を継続し、知の拠点である大学や専門学校、行政や企業などと協力し、事務局として子育て応援フェスティバルや学習会などを開催していきたいと思います。また、コーディネート業務を中心にワンストップセンターとしての役割も果たしていきたいと考えています。

Ⅱ　経過報告・運営

１．　経過報告

平成１２年	３月２９日	ＮＰＯ法人設立準備室発足会議　　７回
平成１２年	６月２４日	ＮＰＯ法人みやざき子ども文化センター設立総会
平成１２年	６月３０日	特定非営利活動法人の申請
平成１２年	９月１１日	認証
平成１２年	９月２５日	登記完了　　特定非営利活動法人となる
平成１２年	１２月　１日	橘通りに事務所開設
平成１３年	６月２５日	平成１３年度通常総会
平成１４年	５月２７日	平成１４年度通常総会
平成１５年	５月２６日	平成１５年度通常総会
平成１６年	４月２６日	平成１６年度通常総会
平成１７年	５月３１日	平成１７年度通常総会
平成１８年	５月２７日	平成１８年度通常総会
平成１９年	６月　２日	平成１９年度通常総会
平成２０年	５月３０日	平成２０年度通常総会
平成２１年	５月２６日	平成２１年度通常総会
平成２２年	５月２８日	平成２２年度通常総会
平成２３年	５月２３日	平成２３年度通常総会
平成２４年	５月２８日	平成２４年度通常総会
平成２５年	５月２７日	平成２５年度通常総会
平成２６年	５月３０日	平成２６年度通常総会
平成２７年	５月２９日	平成２７年度通常総会
平成２８年	５月３０日	平成２８年度通常総会
平成２９年	５月２６日	平成２９年度通常総会
平成３０年	５月２５日	平成３０年度通常総会

２．　運営に関する事項

ⅰ　第１回理事会

日　時　　平成３０年５月２５日（金）　１１：００～１２：００
場　所　　シャトーレストラン ベルエポック
出　席　　理事　８名　　監事　１名　　委任状　２名
議事内容　　・平成２９年度事業報告・決算報告
・平成３０年度基本方針・事業計画・収支計画
・平成３０年度収支予算
・定款改定について
・役員改選について

ⅱ　平成３０年度通常総会

日　時　　平成３０年５月２５日（金）　１２：１５～１４：００
場　所　　シャトーレストラン ベルエポック
出　席　　正会員　１２名　　委任状　５名
議事内容　　・平成２９年度事業報告・決算報告
・平成３０年度基本方針・事業計画・収支計画
・定款改定について
・役員改選について

Ⅲ ２０１７年度（平成２９年度）事業実施報告

１．基本方針

子どもの権利条約第３条にある「子どもの最善の利益」及び３１条「子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

1）「子どもの文化」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。

2）宮崎県内の子どもに関する諸団体とのネットワークを拡げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。

3）指定管理事業、受託事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などの支援を受けながらNPO法人みやざき子どもも文化センター、宮崎市きよたけ児童文化センター、宮崎市田野児童センター及び田野地域子育て支援センター、宮崎市江平児童クラブ、宮崎市江平第二児童クラブ、宮崎市田野児童クラブ、みやざきアートセンターでの事業を地域住民と共に協働し、より地域に合った活動の場を作ります。

事業実施に関する事項

《 参照 》 【特定非営利活動に関わる事業】 定款第５条

（1）子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業
（2）舞台芸術、表現活動に関する普及事業
（3）子どもの権利条約の実現に関する推進事業
（4）子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業
（5）子育てに関する支援事業
（6）子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり
（7）その他、この法人の目的達成のために必要な事業

２．事業実施

実施期間： 平成２９年４月１日～平成３０年３月３１日

２－１．指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業を「子どもの育ちや子育て支援」、「子どもの文化芸術の振興」などを重点に地域と協働しながら居場所つくりや体験事業の充実を図る。

【指定管理事業】

宮崎市田野児童センター・宮崎市きよたけ児童文化センター・みやざきアートセンターの指定管理者として行政と協働しながら地域との連携も視野に入れ充実した事業内容にする。

０歳から１８歳までの子どもの安全な居場所つくりや体験活動の充実を図る。

□宮崎市「田野児童センター運営」

実施日：月曜日～土曜日(祝祭日・年末年始を除く)

登録人数：２０５名　　来館者数：２６，３３１名

イベント実施回数：１５２回　　参加者数：３，８９９名

ＴＡＮＯ寺子屋事業（主催：田野まちづくり協議会、ＴＡＮＯ寺子屋チーム）など実施

協力：宮崎大学教育文化学部・宮崎国際大学・宮崎医療管理専門学校・田野まちづくり協議会

広報：ＴＡＮＯにこにこ通信（１２回）　月７３４部発行

□宮崎市「きよたけ児童文化センター運営」

実施日：火曜日～日曜日(祝祭日は開館、翌日休館・年末年始休館)

図書貸し出し数：１３，９６０冊

イベント実施回数：３１９回　　参加者数：９，４５２名　　来館者数：４１，５４０名

新開孝（昆虫写真家）講演会及びワークショップなど実施

広報：すずしろ（１１回）　月５，０００部発行

□「みやざきアートセンター運営」（ＮＰＯ法人宮崎文化本舗との共同体 みやざき文化村）

実施日：月曜日～日曜日（年末年始を除く）

事業内容：・ワンダーアートフェスティバル

・アードマン・アニメーションズ設立 40 周年ひつじのショーン展

・不可思議の体験展ー藤木淳個展　　・The　NINJA―忍者ってナンジャ！？

・ファッションデザイナー 鳥丸軍雪展

・ピクサーアドベンチャー「もしも」から始まる冒険の世界

・宮崎市美術展ほか貸館事業、教育普及事業、太陽の広場運営　入場者数：２１５，４６７名

【受託事業】

国、宮崎県、宮崎市、財団等からの委託や補助事業について、協働しながらより良い事業の推進を図る。

□宮崎市「江平児童クラブ（２クラブ）、江平第二児童クラブ運営」

実施日：月曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）　　利用者数：延べ２１，６７８名

登録者：江平児童クラブ①３８名・②３５名、江平第二児童クラブ　３６名

イベント実施回数：江平児童クラブ（２クラブ）１０１回、江平第二児童クラブ　１０１回

□宮崎市「田野児童クラブ運営」

実施日：月曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）　　利用者数：延べ３，７５０名

登録者：２６名

イベント実施回数：２１３回

□宮崎市「田野地域子育て支援センター業務」

実施日：火曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）　　来館者数：４，１５４名

イベント実施回数：６２回　　参加者数：１，１３１名

広報：田野しい子育て通信（１２回）　月５１０部発行

□宮崎市「生き活き地域子育て活動応援事業ｉｎ田野児童センター業務」

地域の高齢者などの知恵や経験を織り込んだ講座や世代間交流等を開催し、「地域と子育て家庭の連携推進」や「元気な高齢者が活躍できる場の創出」等を図ることにより、子どもを地域社会全体で育て支える仕組みづくりを促進していく。

①平成２９年　９月　２日（土）「夏の終わりの夕涼み会」（中止）

②平成２９年１２月１６日（土）「クリスマス会」　参加者数：１６９名

③平成３０年　２月　９日（水）「みんなでぜんざいを作って食べよう！」　参加者数：７９名

□宮崎市「平成２９年度まちんなかプレイパーク事業」

事業内容：「街の合唱団」　講師：柏田ゆかり

実施回数：１８回

登録者数：３５名　参加者数：延べ３６２名

曲　名：「みんながみんな英雄」「花は咲く」「ふるさと」「四季の歌」「クリスマスソング」他

□宮崎市「平成２９年度ふるさと文化学習支援事業」

芸術文化に秀で、個性豊かな人生経験を有する講師の指導の下、体験学習や心の交流を通して、児童生徒の「豊かな表現力」「主体性」「郷土愛」を醸成することにより、児童生徒の無限の可能性を引き出すことを目的とする。

実施回数：１５４回　実施単位数：３１５単位

実施小学校数：３４校　実施中学校数：８校　参加児童・生徒数：　４，８０８名

□宮崎市「平成２９年度スクールコンサート事業」

児童生徒のところに生の音楽や、演劇を届けることにより非日常の世界をつくり、仲間と一緒に共感しあう場をつくる。

実施期間：平成２９年４月～平成３０年３月

実 施 校：２７校（２９ステージ）　小学校１５ 校・中学校 １０校・支援学校２校

公演団体：１３団体　参加者数：１２，９７５名

□宮崎市「平成２９年度夢創り人活性化事業」

生涯学習ボランティア（夢創り人）を活用し、ともに学習することにより、市民の意欲の向上・学習機会の充実を図る。

登録者数：１２１名（個人）・３２団体

実施回数：２６２回　参加者数：１０，０８４名

実施団体：　学校（小･中･高）、ＰＴＡ家庭教育学級、子ども会、児童館・児童クラブ、育児サークル、幼稚園、保育園、デイサービス等高齢者関連施設、病院、企業、自治会等

□宮崎市「こどもきらめく音の祭典」

未就学児から楽しめる第２２回宮崎国際音楽祭関連イベント。

実施日：平成２９年４月８日（土）～５月７日（日）　ワークショップ１１回　演奏会１回

出　演：ゲスト　りずむらいす

参加者数：１，１００名

□宮崎市「子どもアート創作展開催事業」

作品の制作や鑑賞を通して、文化芸術に親しみ生きる力を育むとともに、地域との絆を深める。

・「笑みこし」制作（地域をイメージした「みこし」の制作）

実施場所：９ヶ所　講師：９名　　参加人数：延べ４２５名

・作品展示　期間：９月１６日（土）～２４日（日）場所：フローランテ宮崎　来場者数：１，０００名

・「小みこし～自分だけの笑みこしを作ろう～」（ワークショップ）　　参加人数：親子９６名

□宮崎県「みやざき子育てサポート・ファミサポ推進事業」

地域の子育て支援機能充実のため、子育て家庭が、急な残業や出張、冠婚葬祭、子どもが病気の時などに、一時的な預かり保育ができる仕組みを県下全域において構築及びファミリー・サポート・センター アドバイザー、市町村職員等を対象にした研修会の開催。

①子育てサポートセンター運営

養成講座、交流会開催地区：宮崎市、高原町、高千穂町、西都市・新富町、川南町（うち４会場、交流会開催）

利用実績数：４５７件（通常預かり　４３７件、病後児預かり　２０件）

利用会員数：２６５名　　サポート会員数：２０６名

②宮崎県ファミリー・サポート・センター アドバイザー等担当者研修会

日　　時：平成３０年2月２０日（火）１０：３０～１６：００

場　　所：宮崎市民プラザ　大会議室

内　　容：「親子の困り感に寄り添う配慮と関わり方」

「より良いファミリー・サポート・センター運営と活動について」　　参加者数：３４名

③地域住民に対するファミリー・サポート・センター周知広報　　冊子配布数：２０，０００部

配布先：県内各市町村担当課、保育所･幼稚園･認定こども園、児童クラブ･児童館･子育て支援センター

□宮崎県医師会　「女性医師保育支援サービスモデル事業」

子育て中の女性医師等の一時的な子どもの預かり、保育サポート支援。

・サポート会員養成講座実施

・サポート会員のシフト制による援助体制の充実

利用実績数：９３件（通常預り　７７件、病後児預かり　１６件、預かり人数延べ　１５３名）

利用会員数：３９名　　サポート会員数：２９名

□宮崎県「里親普及促進センター運営業務」

社会的養護が必要な児童の養育について、より家庭的な環境で愛着形成を図ることができる里親等への委託を推進。希望者からの相談窓口対応、里親制度の普及啓発、里親希望者への研修実施、里親委託等推進員を通して家庭訪問等の里親支援業務を実施。

①相談窓口　件数：累計　５６件

（電話　２７件、来所　２２件、e-mail　１件、説明会　２件、キャンペーン　３件、講演会　１件）

②里親制度普及啓発講演会

平成３０年3月１７日（土）ＪＡアズムホール 別館　　参加者数：９５名

講師：上鹿渡和宏氏（私立大学法人長野大学教授）

「あなたの街で養育をするということ ～これから必要とされる里親養育とは～」

③里親制度説明会（市町村出前研修）県内１１市町村にて開催　　参加者数：６６名

④里親研修実施

□宮崎県里親連合会「宮崎県里親連合会事務局業務」

宮崎県下の里親の連絡を図るとともに、里親精神の高揚に努め、里親制度の堅実なる普及発展を期することを目的とする。及び各地区里親会の育成、里親賠償責任保険手続、ふれあい家庭・週末里親業務に係る事務を宮崎県里親連合会より委託を受け、里親会の機能強化、里親制度の普及促進、里親委託の推進を図る。

①会報「里親」（１０月：第７４号、３月：第７５号）の発行　　発行部数：各４００部

②大会及び研修会参加

県内：各地区（中央・県北・県南）里親制度普及促進大会、研修会（各地区年１回開催）

県外：九州地区里親研修大会（大分大会）、全国里親大会（京都大会）

③表彰

全国里親大会会長表彰・九州地区里親連絡協議会会長表彰・宮崎県里親連合会長表彰

④宮崎県里親会機能強化事業実施業務

・中央・県北・県南各地区里親育成業務

・里親賠償責任保険業務

・ふれあい家庭・週末里親業務

・その他（SOS 子どもの村 JAPAN 法人事務局、子どもの村福岡センターハウス視察）

□宮崎県「人権啓発活動協働推進事業（性的少数者に関する人権課題）」

演劇ワークショップ「君のままでいいんだよ」

地域において、LGBT（性的少数者）の子どもたちが、安心して生きられる街の雰囲気を作り、事業を通して、性的少数者について啓発活動を行い、理解を深めるとともに、当事者の子どもたちにも身近に理解者がいることを知ってもらう。

①演劇ワークショップ「君のままでいいんだよ」

平成２９年8月１日（火）、８月８日（火）、８月２２日（火）全3回　　参加者数：延べ５４名

②台本作成『きみのなまえ』　作：永山智行　　作成冊数：２００冊

③台本『きみのなまえ』披露

平成３０年1月１８日（木）　　観客：３６名

【補助事業】

□宮崎県平成２９年度地域の絆で支え合う「子育て応援」事業

子どもの未来を支える多世代交流の場「トット」

＊4月～6月は「街の小さな音楽会～音育 はじめてみませんか」（自主事業）として実施

親子が出会い、共感しあい（音楽を通して）、学びあう（正しい情報に触れる）場をつくる。

実施場所：みやざき子ども文化センターＥＨＩＬＡイベントスペース

実施回数：１７回（うち2回は自主事業で実施）　来場者数：６０４名（子ども３０４名・大人３００名）

※自主事業実施分含む

□宮崎県芸術文化協会平成２９年度チャレンジ文化活動事業

「キッズアートアカデミー～子どもアートフェスティバル 子どもたちの可能性を信じて～」

『創る・舞台で表現する・観る』をテーマにアーティストと一緒に作品づくりや子どもたちの演劇等の発表の場の創出。

日　時：平成３０年2月１７日（土）、１８日（日）

講　師：＜創る＞　上口将生、吉田由佳、大野哲史　　スペシャルワークショップ　本田誠人

＜舞台で表現する＞　三味線、ヴァイオリン、歌、ダンス他

＜ＬＩＶＥ＆ワークショップ＞　衞藤和洋、大西映光、柳田裕輔、黒木奈津季

場　所：宮崎県企業局県電ホール　　参加者数：延べ２００名

【助成事業】

□「子どもゆめ基金助成活動」独立行政法人 国立青少年教育振興機構

「キッズ・アート・アカデミー」として「演劇」や「ものつくり」などを通して子どもたちの文化芸術体験や、多様な人との出会いをつくり新しい自分を発見する。

「キッズ・アート・アカデミー ～こどもアート大作戦～」

実施期間：平成２９年4月１４日（金）～１２月１３日（土）　計8回

場　　所：宮崎市きよたけ児童文化センター

講　　師：守川美輪、松下太紀、船ケ山貴士　　参加者数：延べ４９８名

「お芝居にチャレンジ！映画を撮ろう！」

実施期間：平成２９年8月１８日（金）・１９日（土）

場　　所：宮崎市田野児童センター

講　　師：演技講師　伊藤 海（劇団FLAG）　映像撮影　伊達 忍（ODU COMPANY）

映画タイトル：ＺＯＮＥ（ゼットワン）　制作：伊達 忍　　参加者数：２０名

「おはなしランドへようこそ」

実施場所：宮崎市きよたけ児童文化センター

・講座名：「うどんのうーやん」事件を解決しよう！

実施日：平成２９年１０月５日（木）

講　師：菊井純子（宮崎市きよたけ児童文化センター）　　参加者数：２２名

・講座名：～人形たちに命を吹き込もう～ 人形劇「ともだちげきじょう」

実施日：平成２９年１０月８日（日）

講　師：人形劇団ののはな　　参加者数：１９３名

・講座名：ワークショップ「ウレタンロボット」を作ろう！

実施日：平成２９年１０月８日（日）

講　師：納富俊郎（人形劇団ののはな）　　参加者数：３０名

「キッズ・アート・アカデミー「演じる」～子ども劇団空風スマイルシアター～」

実施期間：平成２９年6月３日（土）～平成３０年3月１１日（日）（参加者２２名）　練習：２９回

劇 団 名：空風スマイルシアター　　参加者数：延べ５７４名

発表公演：平成３０年3月１１日（日）　2回公演

講　　師：永山智行、かみもと千春、原口奈々

演　　目：「夏が来て」

原　　作：原口奈々　　演出：永山智行

場　　所：みやざきアートセンター太陽の広場、宮崎県企業局県電ホール　　来場者数：２００名

「キッズ・アート・アカデミー「陶器づくり」～作品作成とプレゼンテーション～」

実施日：平成３０年2月２４日（土）、3月２４日（土）、２５日（日）計3回　　参加者数：１５名

場　所：みやざきアートセンター、ArtSpace 色空（ギャラリー展示）

講　師：伊藤五恵

□「ホッとアートプレゼント」（宮崎オーシャンライオンズクラブ助成）

「長期入院の子どもの心を癒す芸術との出会い事業」

実施日：平成２９年　4月　7日（金）～月1回　保護者のためのリンパマッサージ

平成２９年１０月２６日（木）ハロウィンコンサート アカペラグループ「パステルクロック」

平成２９年１２月２２日（金）クリスマスコンサート

松浦宏臣（ピアノ）、馬場沙央里（ピアノ）、永野真一（ヴァイオリン）

場　所：宮崎大学医学部附属病院小児科病棟　プレイルーム

実施日：平成２９年　4月１６日（日）青島学園　アルケミストコンサート

平成２９年　5月２８日（日）みんせいかん　谷口潤実と仲間たちコンサート

場　所：児童養護施設

２－２．課題解決のため自主事業を行いNPOとして使命を果たす。

【自主事業】

子どもたちが社会との接点を持ち、人との関わり合いの中で成長するために安全・安心な居場所をつくる。さらに子どもたちが素晴らしい文化・芸術に触れる機会を創り、より豊かな心を育む事を目的とする。

□「キッズゴスペルクルー」（ゴスペル）　月3回　　登録者数：２９名

歌う楽しさや協力すること、表現することを学ぶ。

参加イベント：まつりえれこっちゃみやざき２０１７、ハリウッド万歳（バージニアビーチ）、まちなか秋のコンサート（街の合唱団 with 子どもたち）、宮崎東中学校吹奏楽部定期演奏会、レストランでの演奏 、子どもアートフェスティバル

□「キッズ☆スター」（ダンス）　月2回　　登録者数：１６名

コンテンポラリーダンスを通して子どもたちの表現力を高める。

参加イベント：はじめてのコンテンポラリーダンス、まつりえれこっちゃみやざき２０１７、パープルリボンキャンペーンイベント、まちなか秋のコンサート、九州地区スポーツ推進委員会研究大会宮崎大会、高橋るみ子プロデュース「創作ダンスの輸出Vol.1」、子どもアートフェスティバル、ごちそうアーツ in 川南

□「アートドラムズXひなた」（和太鼓ＸＡＲＴ）　月2回　　登録者数：１５名

和太鼓と様々なアートを組み合せることで和太鼓の可能性を広げ、日本の和の文化の温かみに触れ、礼節を学ぶ。

□「鑑賞教室事業」

都城市立小松原中学校　　平成２９年7月２７日（木）桂歌春　落語会　　参加者数：２７０名

□「ざぶん賞２０１７」（第１６回）

ざぶん賞実行委員会に参加。

子どもの環境学習として「水」についての作文募集。　　応募作品数：４９作品

□「おもちゃ広場」（宮崎市きよたけ児童文化センターで実施）

未就学児を対象に親子で遊べる場を提供し育児支援を行う。

実施回数：４９ 回　　参加者数：７７９ 名

□「託児事業」

講演会、コンサート、サロン開催時等の子ども一時預かり事業。

実施回数：１８３回（申込み件数２５０件・キャンセル６７件）　　実施回数：１８３回

□「赤ちゃんの駅」事業

小さな子どもを持つ保護者が安心して外出できる環境づくりのため、授乳やおむつ替えのスペースを提供する施設として「赤ちゃんの駅」の設置推進を図る。

実施市町村：宮崎県下全２６市町村　　登録施設数：５６２件

□宮崎県教育委員会　アシスト企業登録「職場体験の受け入れ」

中学生、高校生、専門学校生、大学生、社会人のための職場体験、インターンシップの受け入れ。

・宮崎医療管理専門学校　２１名　・宮崎市立大塚中学校　３名　・宮崎市立大淀中学校　２名
・宮崎市立田野中学校　２名　・宮崎県職員２年目研修　６名　・宮崎市職員１年目体験研修　６名
・宮崎看護専門学校　１５名　・南九州短期大学　４５名　・宮崎産業経営大学　１名

□「みやざきアーティストバンク基盤整備事業」（実施なし）

県内在住のアーティストを企業、自治会、公民館など依頼のあったところにコーディネートする。

□「子どもアートサロンゆめのひろば」

「子どもたちの夢」の応援するための「ゆめのひろば」の開催

「キッズアートアカデミー～子どもアートフェスティバル 子どもたちの可能性を信じて～」で実施

□人と物が出会うマーケット

「これまで大切にしてきた物を、次世代の誰かに、大事に使ってもらいたい」そんな想いを持つ方が集まって人と物をつなぐマーケットを開催する。

開催日：毎月第４日曜日（８月、１２月を除く）　　開催回数：７回

＊売り上げの半額は子どもたちを応援する事業へ寄付となる。

２－３．情報発信、情報収集の充実

・「ホームページ」　随時更新（イベント日記・スタッフブログ含）
・「ニュースリリース発行」　月１回 みやざき子ども文化センター発行
・「TANO にこにこ通信」　月１回 宮崎市田野児童センター発行
・「田野しい子育て通信」　月１回 宮崎市田野地域子育て支援センター発行
・「すずしろ」　月１回 宮崎市きよたけ児童文化センター発行

２－４．地域との連携事業

□宮崎県「子育てネットワーク」事務局

子育て支援団体による月1回の例会での情報交換他「子育て応援フェスティバル」「子育て講座」の開催。

「未来みやざき子育て応援フェスティバル実行委員会」事務局

「宮崎県子育て支援団体ネットワーク形成事業」事務局　　参加団体数：２１団体

□宮崎県「未来みやざき子育て応援フェスティバル開催事業実行委員会」事務局

子育て支援について関心を持ってもらうことと、子育て支援団体のネットワークを図り、子育て世代、祖父母世代、父親の育児参加について情報交換、交流の場をつくる。

①説明会

実施日：平成２９年９月６日（木）

場　所：宮交シティ　紫陽花ホール　　参加者数：４９団体　６１名

②「未来みやざき子育て応援フェスティバル」

実施日：平成２９年１１月１８（土）・１９日（日）　　入場者数：４，０００名

場　所：宮交シティ　紫陽花ホール、アポロの泉、ガリバー広場

出展団体及び協力団体：１１０団体（企業27、行政22、団体30、大学１、専門学校1、協賛15、出演・協力団体14）

□宮崎県「子育てネットワーク形成・資質向上事業」事務局

県内外での子育て支援の取り組みを学び、ネットワーク同士の意見及び情報の交換会や勉強会を開催しさらなるネットワークの拡大・強化を図る。

①日　時：平成２９年9月２５日(月)　１０：００～１５：００

場　所：宮崎県企業局 県電ホール　　参加人数：５８名

講　師：栗林知絵子(NPO法人豊島子どもwakuwakuネットワーク)

内　容:「子どもを産み育てやすい街づくりを目指して」～豊島区の取り組みから」

②日　時：平成３０年2月２２日(木)　１０：００～１５：００

場　所：宮崎県企業局 県電ホール　　参加人数：３９名

内　容：１部「みんなで語ろう！まちづくりと子育て」

２部「ワークショップ 企画書を作ろう」

□宮崎子育てネット「子どもをまもる地域ネットワーク育成強化事業」事務局

「宮崎子育てネット」に登録している団体が講師となり、子どもの育ちに関心がある個人や要保護児童に関する機関（学校、幼稚園、保育所、医療機関、行政機関）に対する「虐待、子どもの育ち」について研修を実施する。(虐待防止講座)

実施期間：平成２９年6月１日～平成３０年3月３１日

講　師：「宮崎子育てネット」登録団体　　実施回数：１７回

□宮崎市民音楽文化推進事業 「Sound Alive Miyazaki 実行委員会」事務局

誰でも気軽に様々なジャンルの音楽に触れることができ、音楽を通じて交流の輪を広げ、音楽により親しめる環境を作る。多くの観客の前で演奏できるステージをつくり、モチベーションアップへとつなげ、宮崎の音楽のシーンを盛り上げる。将来の音楽の担い手として、若い世代が「生の音楽」に触れ、音楽を好きになり、実際にはじめるきっかけをつくる。

実施主体：Ｓｏｕｎｄ　Ａｌｉｖｅ　Ｍｉｙａｚａｋｉ実行委員会

実 施 日：平成２９年１１月１２日（日）

場　所：宮崎市民プラザ オルブライトホール

出場バンド数：１０　　入場者数：３２０名

□文化庁「文化芸術による子どもの育成事業（芸術家の派遣事業)」

ＮＰＯ法人 ＭＩＹＡＺＡＫＩ Ｃ－ＤＡＮＣＥ ＣＥＮＴＥＲとの協働事業

講師：７団体１２名　　実施校：１２校　　参加者数：９９８名

□ＥＨＩＬＡイベントスペースの活用

親子や地域の方がゆっくりくつろいで過ごせる場として開放、また講座やコンサートに利用している。

開放日：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

・「街の小さな音楽会～音育はじめてみませんか～」、「おやこひろばトット」　（会場として使用）

実施回数：１７回　　参加者数：６０４名

・わざおきーず（演劇の稽古場として利用）

実施回数：３１回　　利用者数：延べ２３４名

・江平子安観音大祭（映写会会場として利用）

実施日：平成２９年7月１７日（月)、１８日（火）　　利用者数：延べ４０名

その他、キッズ・アート・アカデミーのキッズ☆スターの合宿、空風スマイルシアターの演劇練習会場として利用。

□ご寄附を頂きました

・戸田勝様よりご寄付をいただきました。

＊防災グッズ（江平児童クラブ)、おもちゃ（街の小さな音楽会）

・「人と物が出会うマーケット」の売上げの半額は子どもたちを応援する事業へ寄付として頂きました。

□「キッズ・アート・アカデミー」基金

戸田勝様より頂きましたご寄付を元に、子どもたちの体験活動を実施するための基金として平成２７年度に創設。

□ 連携団体

・宮崎県アシスト企業登録
・宮崎県未来みやざき子育て県民運動協議会登録
・宮崎県人権啓発推進協議会会員
・ＮＰＯ法人チャイルドラインみやざき会員
・ＮＰＯ法人宮崎文化本舗会員
・ＮＰＯ法人子どもとメディア会員
・ＮＰＯ法人子どもＮＰＯ･子ども劇場全国センター会員
・みやざき子ども未来ネットワーク会員
・ＮＰＯ法人 ＭＩＹＡＺＡＫＩ Ｃ－ＤＡＮＣＥ ＣＥＮＴＥＲ
・ＮＰＯ法人宮崎県ボランティア協会会員
・ＮＰＯ法人ＮＰＯみやざき会員
・宮崎県地域づくりネットワーク協議会会員
・子どもの権利条約宮崎の会会員
・水源の森づくりをすすめる市民の会会員
・木城えほんの郷会員
・Ｓｗｉｎｇ-Ｂｙ会員

平成29年度 活動計算書

平成29年4月1日～平成30年3月31日

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
	124,000		
		124,000	
2. 受取寄付金			
	128,365		
		128,365	
3. 受取委託金等			
	135,476,517		
		135,476,517	
4. 受取補助助成金等			
	2,618,524		
		2,618,524	
5. 事業収益			
	6,555,163		
		6,555,163	
6. その他収益			
	3,543,679		
		3,543,679	
			148,446,248
科目	金額		
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
	93,257,483		
人件費計	93,257,483		
(2) その他経費			
	46,943,356		
その他経費計	46,943,356		
事業費計		140,200,839	
2. 管理費			
(1) 人件費			
	3,004,652		
人件費計	3,004,652		
(2) その他経費			
	6,570,886		
その他経費計	6,570,886		
管理費計		9,575,538	
経常費用計			149,776,377
当期経常増減額			-1,330,129
当期経常増減額			-1,330,129
前期繰越正味財産額(前期繰越)			22,575,288
次期繰越正味財産額(次期繰越)			21,245,159

貸 借 対 照 表

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

平成30年3月31日現在

科目	金額		
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産	33,854,197		
流動資産合計		33,854,197	
2. 固定資産	787,159		
固定資産合計		787,159	
資産合計			34,641,356
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債	13,396,197		
流動資産合計		13,396,197	
負債合計			13,396,197
Ⅲ 正味財産の部			
前期繰越正味財産		22,575,288	
当期正味財産増減額		-1,330,129	
正味財産合計			21,245,159
負債及び正味財産合計			34,641,356

平成29年度 財産目録

（平成30年3月31日現在）

特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター

科目・摘要		金額		
Ⅰ 資産の部				
流動資産				
現金預金				
現金	現金手許有高	530,156		
普通預金	宮崎銀行 東宮崎支店	8,731,218		
	宮崎銀行 東宮崎支店	191,163		
	宮崎太陽銀行 アートセンター支店	4,846,385		
	宮崎銀行 橘通支店	7,428,925		
	宮崎銀行 江平支店	346,124		
	宮崎銀行 神宮支店	340,014		
	郵便局	884,537		
立替金	宮崎県虐待を防止するための保護者支援学習会	192,367		
	宮崎県里親連合会	151,279		
	駐車場敷金	70,650		
	託児保険他	2,000		
未収入金	子どもゆめ基金	889,000		
	みやざきアートセンター	4,741,865		
	児童クラブ加配分	387,796		
	プレイパーク	808,000		
	文化庁	803,952		
仮払消費税	中間申告	2,491,800		
前払金	29年度こどもきらめく音の祭典	902		
	保育士支援センター経費	16,064		
	流動資産合計		33,854,197	
備品	プロジェクター・スクリーン・印刷機	15,778		
建物設備	電気工事	496,231		
敷金	江平ビル104・105号・倉庫及び駐車場敷金	270,150		
出資金	江平2丁目商店街	5,000		
	固定資産合計		787,159	
	資産合計			34,641,356
Ⅱ 負債の部				
流動負債				
預り金	源泉所得税	469,438		
	社会保険料他	634,700		
未払金	3月分社会保険料他	2,559,621		
	3月分水道光熱費	13,078		
	3月分人件費	8,433,068		
	事業経費未払分	193,042		
前受金	キッズアートアカデミー基金他	1,093,250		
	流動負債合計		13,396,197	
	負債合計			13,396,197
	差引正味財産			21,245,159

監　査　報　告　書

日　　時　　平成３０年５月１７日（木）
１４：００～１５：３０

場　　所　　特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター
宮崎市江平西１丁目５番11号　江平ビル105号

添付書類　　１．総勘定元帳及び領収書
２．預金通帳
３．決算書

監査の結果、適正に処理されていることを証明いたします。

監　　事

黒岩雄二

森　一代

Ⅴ　２０１８年度（平成３０年度）基本方針・事業計画

１．基本方針

子どもの権利条約第３条にある「子どもの最善の利益」及び３１条「子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

1）「子どもの文化」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。

2）宮崎県内の子どもに関する諸団体とのネットワークを広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。

3）地域に根差した活動を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。

事業実施に関する事項

《 参照 》　【特定非営利活動に関わる事業】 定款第５条

（１）　子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業
（２）　舞台芸術、表現活動に関する普及事業
（３）　子どもの権利条約の実現に関する推進事業
（４）　子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業
（５）　子育てに関する支援事業
（６）　子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり
（７）　その他、この法人の目的達成のために必要な事業

２．事業計画

実施期間：　平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日

２－１．指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業を「子どもの育ちや子育て支援」、「子どもの文化芸術の振興」などを重点に地域と協働しながら居場所つくりや体験事業の充実を図る。

【指定管理事業】

宮崎市田野児童センター・宮崎市きよたけ児童文化センター・みやざきアートセンターの指定管理者として行政と協働しながら地域との連携も視野に入れ充実した事業内容にする。

０歳から１８歳までの子どもの安全な居場所つくりや体験活動の充実を図る。

- **「宮崎市田野児童センター運営」**
- **「宮崎市きよたけ児童文化センター運営」**
- **「みやざきアートセンター運営」**（ＮＰＯ法人宮崎文化本舗との共同体 みやざき文化村）

【受託事業・補助事業】

国、宮崎県、宮崎市、財団等からの委託や補助事業について、協働しながらより良い事業の推進を図る。

・「宮崎市江平児童クラブ運営」

・「宮崎市田野児童クラブ運営」

・「宮崎市田野地域子育て支援センター」

・「宮崎市生き活き地域子育て活動応援事業 in 田野児童センター業務」

・「宮崎市ふるさと文化学習支援事業」

・「宮崎市小中学校鑑賞派遣事業」（「宮崎市スクールコンサート事業」より名称変更）

・「宮崎市夢創り人活性化事業」

・「宮崎市こどもきらめく音の祭典」（第２３回宮崎国際音楽祭関連イベント）　実施済

ゲスト:山内達哉（ヴァイオリン）・大河内淳矢（尺八）

平成３０年５月４日（金・祝）　宮崎市民文化ホール　大ホール　入場者：８００名

・「宮崎県医師会女性医師保育支援サービスモデル事業」

子育て中の女性医師等が、急な残業や出張、子どもが病気の時（病気回復期）などに、安心して子どもを預けることができる一時的な預り保育のサポートを支援するもので、宮崎県医師会より委託を受け実施。

・「宮崎県里親普及促進センター運営業務」

さまざまな事情により家庭で暮らすことができない子どもたちを、自分の家庭に受け入れ家庭的な雰囲気の中で愛情と真心を込めて育てようとするのが「里親制度」である。この里親制度をより深く知っていただくために、説明会や研修会を通して普及啓発を進める。

・宮崎県里親連合会「宮崎県里親連合会事務局業務」

宮崎県下の里親の連絡を図るとともに、里親精神の高揚に努め、里親制度の堅実なる普及発展を期することを目的とする。及び各地区里親会の育成、里親賠償責任保険手続、ふれあい家庭・週末里親業務に係る事務を宮崎県里親連合会より委託を受け、里親会の機能強化、里親制度の普及促進、里親委託の推進を図る。

＜新規＞・「宮崎県保育士支援センター設置運営事業業務」

保育士不足を補うために、潜在保育士の掘り起こしや保育現場への再就職を支援する。

【助成事業】

・子どもゆめ基金（独立行政法人 国立青少年教育振興機構）

「陶芸」、「演じる」、「ものつくり」を実施。

・「長期入院の子どもの心を癒す芸術との出会い事業 ホッとアートプレゼント」

宮崎オーシャンライオンズクラブ助成・キッズ・アート・アカデミー基金

①「入院中の子どもや付添いの保護者のための体のほぐし」　月１回実施

②「長期入院中の子どものための読み聞かせとコンサート」　年２回実施

③「児童養護施設でのコンサート」　年１回実施

２－２．みやざき子ども文化センターの基本方針に基づき自主事業を行う。

【自主事業】

子どもたちが社会との接点を持ち、人との関わり合いの中で成長するために安全・安心な居場所をつくる。さらに子どもたちが素晴らしい文化・芸術に触れる機会を創り、より豊かな心を育む事を目的とする。

・「キッズ・アート・アカデミー」

子どもたちの文化芸術体験活動として、ダンス、ゴスペル、演劇、陶芸、ものつくりなどを実施。

・「キッズゴスペルクルー」（ゴスペル） 月３回

歌う楽しさや協力すること、表現することを学ぶ。

・「キッズ☆スター」（ダンス） 月２回

コンテンポラリーダンスを通して子どもたちの表現力を高める。

・「子ども劇団空色スマイルシアター」（演じる） 月２回

子どもたちの心と体を開放し、のびのびと自分を表現できる時間と場を提供。

・「アートドラムズ×ひなた」（和太鼓×ＡＲＴ） 月２回

和太鼓と様々なアートを組み合せることで和太鼓の可能性を広げ、日本の和の文化の温かみに触れ、礼節を学ぶ。

・「陶芸」、「ものつくり」不定期

陶芸や模型、工作など自由な発想で表現し作品を作り上げる。

・「人権啓発活動協働推進事業（性的少数者に関する人権課題）」

地域において、ＬＧＢＴ（性的少数者）の子どもたちが、安心して生きられる街の雰囲気を作り、事業を通して、性的少数者について啓発活動を行い、理解を深めるとともに、当事者の子どもたちにも身近に理解者がいることを知ってもらう。

・「子どもアートサロンゆめのひろば」

「子どもたちの夢」の応援するための「ゆめのひろば」の開催。

・「街の小さな音楽会」～音育はじめてみませんか～

乳幼児と親子のためのコンサート 月１回開催。生の音楽に触れる機会の少ない親子のために気軽に参加できる場をつくる。

・おやこひろば「トット」

子どもの未来を考える多世代交流の場の開設。

・「みやざき子育てサポート事業」

子育て家庭が、急な残業や出張、冠婚葬祭、子どもが病気の時等に一時的な預かり保育ができるよう、養成講座を開催し、サポーター、利用会員などを募集する。地域における子育て支援機能の充実を図る。

・「託児事業」

講演会、コンサート、サロン開催時等の子ども一時預かり事業。

・「赤ちゃんの駅事業」

乳幼児を抱える保護者が気軽におむつ替えや授乳ができる場所を登録し「子育てにやさしいまちづくり」を目指す。

・「鑑賞教室事業」

県内の小中学校へ舞台芸術、文化、表現活動に関する情報発信、普及をする。

・**「ざぶん賞２０１８」ざぶん賞実行委員会に参加**

子どもの環境学習として「水」についての作文募集。

・**「職場体験」**

中学生、高校生、専門学校生、大学生、社会人のための職場体験。

・**「みやざきアーティストバンク基盤整備事業」**

県内在住のアーティストを企業、自治会、公民館など依頼のあったところにコーディネートする。

・**「人と物が出会うマーケット」**

「これまで大切にしてきた物を、次世代の誰かに、大事に使ってもらいたい」そんな想いを持つ方が集まり、人と物をつなぐマーケットを開催する。（＊売上げの半額は子どもたちを応援する事業へ寄付）

２－３．情報発信、情報収集の充実

・「ホームページ」「スタッフブログ」　随時更新
・「ニュースリリース発行」　月１回　みやざき子ども文化センター発行
・「TANO にこにこ通信」　月１回　宮崎市田野児童センター発行
・「田野しい子育て通信」　月１回　宮崎市田野地域子育て支援センター発行
・「すずしろ」　月１回　宮崎市きよたけ児童文化センター発行

宮崎県、宮崎市、子育て支援センター、図書館、宮崎市民プラザ、社会福祉協議会、小児科等に配布。

２－４．地域との連携事業

・**「子育てネットワーク みやざき」事務局**

２５団体による月１回の例会で情報交換、交流会の実施及び「子育て講座」の開催。

・「未来みやざき子育て応援フェスティバル２０１８」の開催に向けて実行委員会を月１回実施

日時：平成３０年１１月１０日（土）、１１（日）　　場所：宮交シティ

・**「宮崎県子どもをまもる地域ネットワーク育成事業」事務局**

子ども虐待防止研修　県内の幼稚園、保育園、小中学校、高等学校、施設、自治会などで実施（年３０回実施予定）

・**文化庁「文化芸術による子どもの育成事業」**（NPO 法人 MIYAZAKI C-DANCE CENTER と協働）

芸術家を講師として招き、話を聞き、実技指導を受ける。直接、芸術文化に見て触れて体験する。

連携団体

・宮崎県アシスト企業登録
・宮崎県未来みやざき子育て県民運動協議会登録
・宮崎県人権啓発推進協議会会員
・ＮＰＯ法人チャイルドラインみやざき会員
・ＮＰＯ法人宮崎文化本舗会員
・ＮＰＯ法人子どもとメディア会員
・ＮＰＯ法人子どもＮＰＯ･子ども劇場全国センター会員
・ＮＰＯ法人ＮＰＯみやざき会員
・宮崎県地域づくりネットワーク協議会会員
・子どもの権利条約宮崎の会会員
・木城えほんの郷会員
・Ｓｗｉｎｇ‐Ｂｙ会員
・みやざき子ども未来ネットワーク会員
・ＮＰＯ法人宮崎県ボランティア協会会員

平成30年度 活動予算書

平成30年4月1日～平成31年3月31日

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
	200,000		
		200,000	
2. 受取寄付金			
	50,000		
		50,000	
3. 受取委託金等			
	109,149,282		
		109,149,282	
4. 受取補助助成金等			
	1,794,000		
		1,794,000	
5. 事業収益			
	4,071,000		
		4,071,000	
6. その他収益			
	2,000		
		2,000	
			115,266,282
科目	金額		
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
	87,800,000		
人件費計	87,800,000		
(2) その他経費			
	34,350,000		
その他経費計	34,350,000		
事業費計		122,150,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
	2,600,000		
人件費計	2,600,000		
(2) その他経費			
	8,200,000		
その他経費計	8,200,000		
管理費計		10,800,000	
経常費用計			132,950,000
当期経常増減額			-17,683,718
当期正味財産増減額			-17,683,718
前期繰越正味財産額(前期繰越)			21,245,159
次期繰越正味財産額(次期繰越)			3,561,441

４．２０１８年度（平成３０年度）役員

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター　　役員・監事・顧問

平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日

【理事】

役　職　名		氏　名
理事会	代表理事	片野坂　千鶴子
	理事	石　田　達　也
		海江田　和　子
		後　藤　幾　子
		後　藤　麻　夫
		根　岸　裕　孝
		新　名　典　忠
		長谷川　恵　子
		金　丸　二　夫
		土　田　　浩

【監事・顧問】

役　職　名	氏　名
監事	黒　岩　雄　二
	森　　一　代
顧問	清　川　輝　基
	井　上　　優

Ⅵ　定款改定

１．定款改定

今年度新たに受託となった「平成 30 年度宮崎県保育士支援センター設置運営事業業務」において労働局及び厚生労働省へ職業紹介事業許可申請をし、今後職業紹介事業を実施することとなったため、定款の目的へ提示する。

〈変更点〉 現行【目的】第３条に、職業紹介事業についての文言を追加。

現行	**【目的】** **第３条**　この法人は、「子どもの育ち」や「子どもの文化」に関心を持つ市民や諸団体と連携・交流・支援を図りながら、子どもの健やかな成長に寄与し地域で子育てをするための環境整備に努めます。また、子どもたちの体験を重視しながら文化芸術への参加・社会参画の機会を拡げます。

↓

改定後	**【目的】** **第３条**　この法人は、「子どもの育ち」や「子どもの文化」に関心を持つ市民や諸団体と連携・交流・支援を図りながら、子どもの健やかな成長に寄与し地域で子育てをするための環境整備に努め、子どもたちの体験を重視しながら文化芸術への参加・社会参画の機会を拡げます。**また、子どもの育ちを支援するため職業紹介事業を進めます。**

設　立　趣　旨　書

１　趣旨

みやざき子ども文化センターは子ども達の文化芸術への参加、市民としての社会参画の機会を拡げ、健やかな成長に寄与し、すべての子ども達が子どもとして、大人と共にのびやかで豊かに生きられる社会を目指し活動をすすめていきます。

子どもは母の胎内において、生命の歴史を繰り返して外界に生まれ出てきますが、人として成熟するには、さらに様々な経験を必要とします。子どもたちは大人から注がれる愛情をいっぱい浴びながら、多くの仲間とのあそびや、美しい自然や真の芸術にふれ、喜びや感動を体験することで、豊かな感性を育み、人間として生きる力を獲得していきます。このことは１９９４年に我が国が批准した国際条約「子どもの権利に関する条約」に謳われています。

しかし、６０年代の高度経済成長期以降、環境破壊が進み、心身ともに発達途上にある子どもに必要な空間をはじめ、多くのものが奪われてきているのが現状です。また、文化面においても、利益優先の児童文化の氾濫とメディア情報は、地域社会における子どもの生活文化を崩壊させました。子ども達は仲間と過ごす自由な時間を失うなど、多大なリスクを負わされています。これらはすでに、子ども達の心身の歪みとなって表面化し、大きな社会問題となってきています。この状況を改善していくには、大人自身が変わらなければなりません。

子ども劇場はこのことにいち早く気づき、３３年前福岡で活動をはじめました。宮崎にも１９７６年にみやざきおやこ劇場として発足しました。当初より、子ども達の健全な発達を保障する環境づくりを目指し、芸術文化との出会いや様々な生活体験が不可欠であると考え、地域に根ざした自主的な活動やネットワークづくりをすすめてきました。こうした子ども劇場の理念が２１世紀を目前に、ようやく社会の共通認識になろうとしています。

そして１９９８年１２月に施行された特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）により市民活動が社会的に位置づけられ、２５周年を迎えようとする私達におおきな希望と勇気をもたらしました。今、これまでの蓄積された経験をもって、新たな段階へと踏み出します。

私達は子ども劇場おやこ劇場をはじめとする諸団体とともに、活動をさらに推進し、子どもの成長に寄与することを目的に、特定非営利活動法人「みやざき子ども文化センター」を設立します。未来を担う子ども達の夢を実現するために、私達大人自身が夢を持って生き、たった一度しかない「子ども時代」を、子ども自身にとって価値があり、輝きある時代となることを願い、活動をすすめていきます。

２　申請に至るまでの経過

２０００年３月２９日　　特定非営利活動法人設立準備室発足

２０００年６月２４日　　特定非営利活動法人設立総会

２０００年６月２４日

特定非営利活動法人の名称

みやざき子ども文化センター

宮崎市大和町 48 第 3 都成ハイツ 315 号

設立者氏名　　川﨑　　わか子

特定非営利活動法人　みやざき子ども文化センター定款

第１章　　総則

【名称】

第１条　この法人は、特定非営利活動法人みやざき子ども文化センターといいます。

【事務所】

第２条　この法人は、主たる事務所を宮崎市に置きます。

【目的】

第３条　この法人は、「子どもの育ち」や「子どもの文化」に関心を持つ市民や諸団体と連携・交流・支援を図りながら、子どもの健やかな成長に寄与し地域で子育てをするための環境整備に努め、子どもたちの体験を重視しながら文化芸術への参加・社会参画の機会を拡げます。また、子どもの育ちを支援するため職業紹介事業を進めます。

【特定非営利活動の種類】

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

(1)　子どもの健全育成を図る活動。
(2)　文化・芸術の振興を図る活動。
(3)　人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
(4)　社会教育の推進を図る活動。
(5)　まちづくりの推進を図る活動。
(6)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

【特定非営利活動に係る事業】

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行います。

(1)　子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業。
(2)　舞台芸術、表現活動に関する普及事業。
(3)　子どもの権利条約の実現に関する推進事業。
(4)　子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業。
(5)　子育てに関する支援事業。
(6)　子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり。
(7)　その他、この法人の目的達成のために必要な事業。

第２章　　会員

【種別】

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって 、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とします。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同し、活動を推進するために入会した個人又は団体。
(2)　支援会員　この法人の目的に賛同し、支援するために入会した個人又は団体・企業。

【入会】

第７条　正会員または支援会員は、次に掲げる条件を備えるものとします。

(1)　正会員の条件
　①　子ども・文化に関わる活動を継続的に行う個人又は団体。
　②　この法人の設立の趣旨及び定款に反しない個人又は団体。
(2)　支援会員の条件
　①　この法人の継続的な支援を行う意志のある個人又は団体・企業。
　②　この法人の設立の趣旨及び定款に反しない個人又は団体・企業。

２　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申し込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは正当な理由がない限り、入会を認めるものとします。

３　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にそ

の旨を通知するものとします。

【会費】

第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入するものとします。

【会員の資格の喪失】

第９条　正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

(1)　退会届を提出したとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体・企業が消滅したとき。

(3)　継続して２年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

【退会】

第 10 条　正会員は、代表理事が別に定める退会届を、代表理事に提出して任意に退会することができます。

【除名】

第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるものとします。

(1)　この法人の定款に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

【拠出金品の不返還】

第 12 条　既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しないものとします。

第３章　　役員及び顧問

【種別及び定数】

第 13 条　この法人に、次の役員を置きます。

(1)　理　事　　５人以上２０人以内

(2)　監　事　　２人

２　理事のうち１人ないし３人を代表理事、若干名を常任理事とします。

【選任等】

第 14 条　理事及び監事は、総会において選任します。

２　代表理事は、理事の互選により定めます。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならないこととします。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができないものとします。

【職務】

第 15 条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括します。

２　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。

３ 代表理事・常任理事は常任理事会を構成し、理事会の議決と常任理事会の協議に基づき、この法人の業務の執行を日常的に統括します。

４ 事務局長は理事会の議決と常任理事会の協議に基づき、事務局の業務を統括します。

５ 監事は、次に掲げる職務を行います。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

【任期等】

第 16 条　役員の任期は、２年とします。ただし、再任は妨げないものとします。

２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存

期間とします。
３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うこととします。
【欠員補充】
第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充します。
【解任】
第 18 条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができます。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるものとします。
(1)　心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
【報酬等】
第 19 条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができます。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。
３　前２号に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。
【顧問及び相談役】
第 20 条　この法人に顧問及び相談役を置くことができます。
２　顧問及び相談役は、代表理事が理事会の議決を経て委嘱します。
３　顧問及び相談役に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定めます。

第４章　事務局

【事務局】
第 21 条　この法人に、事務局を置きます。
２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置きます。
３　事務局長は、代表理事が理事会の議決を経て常任理事の中から任免するものとします。その他の職員は、代表理事が任免します。

第５章　総会

【種類及び構成】
第 22 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とします。
２　総会は正会員をもって構成します。
【権能】
第 23 条　総会は、以下の事項について議決します。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び活動予算
(5)　事業報告及び活動決算
(6)　役員の選任又は解任
(7)　会費の額
(8)　その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
【開催】
第 24 条　通常総会は、毎年１回開催します。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。
(1)　理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
(3)　第１５条第５項第４号の規定により、監事から召集があったとき。
【召集】
第２５条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、代表理事が召集します。
２　代表理事は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から起算して

３０日以内に臨時総会を招集しなければならないものとします。
３　総会を招集するときは、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに召集の通知を発信することとします。

【議長】

第 26 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

【定足数】

第 27 条　総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができないものとします。

【議決】

第 28 条　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとします。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しません。
２　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の３分の１以上の同意があった場合は、この限りではありません。
３　議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることができません。

【書面表決等】

第 29 条　各正会員の表決権は、一人（一団体）一票とします。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。
３　前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければなりません。
４　第１項の規定により表決権を行使した正会員は、第２７条及び前条第１項の規定の適用については、出席したものとみなします。

【議事録】

第 30 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとします。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員の現在数
(3)　総会に出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する。）
(4)　審議事項
(5)　議事の経過の概要及び議決の結果
(6)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録については、議長及びその会議において選任された２名以上の議事録署名人が署名することとします。

第６章　　理事会

【構成】

第 31 条　理事会は、理事をもって構成します。

【権能】

第 32 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決します。
(1)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(2)　総会に付議すべき事項
(3)　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

【開催】

第 33 条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。
(1)　代表理事が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の５分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
(3)　第１５条第５項第５号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

【召集】

第 34 条　理事会は、代表理事が召集します。

２　代表理事は、前条第２号又は第３号の規定による請求があったときは、その日から起算して２０日以内に理事会を招集することとします。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに召集の通知を発信することとします。

【議長】

第 35 条　理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名したものがこれにあたります。

【定足数】

第 36 条　理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開催することができません。

【議決】

第 37 条　理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとします。
２　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の３分の１以上の同意があった場合は、この限りではないものとします。
３　議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができません。

【書面表決等】

第 38 条　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項ついて、書面をもって表決することができます。
２　前項の規定により表決権を行使した理事は、第３６条及び前条第１項の規定の適用については、出席したものとみなします。

【議事録】

第 39 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとします。
(1)　日時及び場所
(2)　理事の現在数
(3)　理事会に出席した理事の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する。）
(4)　審議事項
(5)　議事の経過の概要及び議決の結果
(6)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長のほかその会議において選任された２名以上の議事録署名人が署名することとします。

第７章　　資産及び会計

【資産の構成】

第 40 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益

【資産の管理】

第 41 条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

【会計の原則】

第 42 条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとします。

【事業計画及び予算】

第 43 条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経ることとします。

【暫定予算】

第 44 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができます。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなします。

【臨機の措置】

第 45 条　予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならないこととします。

【事業報告及び決算】

第 46 条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならないこととします。

【剰余金の処分】

第 47 条　この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

【事業年度】

第 48 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わります。

第８章　定款の変更、解散及び合併

【定款の変更】

第 49 条　この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければなりません。

２　前項の規定に関わらず、法第２５条第３項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届けるものとします

【解散】

第 50 条　この法人は、次に掲げる事由により解散します。

(1)総会の決議
(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)正会員の欠乏
(4)合併
(5)破産
(6)所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により解散するときは、正会員総数の３分の２以上の議決を得るものとします。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。

【清算人の選任】

第 51 条　この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く）は、代表理事が清算人となります。

【残余財産の帰属】

第 52 条　この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く）に存する残余財産は総会において正会員の過半数の議決を経て、特定非営利活動法人に譲渡するものとします。

【合併】

第 53 条　この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければなりません。

第９章　公告の方法

【公告の方法】

第 54 条　この法人の公告は、この法人のホームページに掲示して行います。

第１０章　雑則

【細則】

第 55 条　この定款の施行についての必要な細則は、代表理事が理事会の議決を経てこれを定めます。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行します。

２　この法人の設立当初の役員は、第１４条第１項の規定にかかわらず、別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず成立の日から平成１４年５月３１日までとします。

３　この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによります。

４　この法人の設立当初の事業年度は、第４８条の規定にかかわらず、成立の日から平成１３年３月３１日までとします。

５　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。

(1)　個人正会員　　年会費１口　１０，０００円
　　団体正会員　　年会費１口　１０，０００円

(2)　個人支援会員　年会費１口　　３，０００円
　　団体支援会員　年会費１口　１０，０００円
　　企業支援会員　年会費１口　３０，０００円

６　平成１８年５月２７日、平成１８年度通常総会にて第３条を改正

７　平成２１年５月２６日、平成２１年度通常総会にて第３条を改正

８　平成２４年５月２８日、平成２４年度通常総会にて一部を改正

９　平成２９年５月２６日、平成２９年度通常総会にて第５４条を改正

１０　平成３０年５月２５日、平成３０年度通常総会にて第３条を改正

これは、当法人の定款である。

宮崎県宮崎市江平西１丁目５番１１号１０５号

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

代表理事　片野坂 千鶴子

◆特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター
〒８８０－００５１　宮崎市江平西１丁目５番１１号　江平ビル１０４・１０５
ＴＥＬ：０９８５－６１－７５９０　　ＦＡＸ：０９８５－６１－３６３５
ＨＰ：http://www.kodomo-bunka.org/　　Ｅ－mail：center@kodomo-bunka.org